

交渉責任者 自動車局監理課
黒住事務官

自監第二二六号

昭和二十五年一月二十一日

運輸大臣 大屋 晋 三

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

道路運送審議會及び車両検査手数料等に関し、道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）の一部を改正する必要があるから別紙法律案及び理由を添えて閣議を求めらる。

法律第 号
道路運送法の一部を改正する法律
昭和二十二年法律第九十一号の一부를次のように改正する。

道路運送法の一部を改正する法律
道路運送法一昭和二十二年法律第九十一号の一部分を次のように改正する。

目次中「第二章 監、理」の次に「第二章の二 道路運送審議会」を加える。

第四條第三項第二号中「都の区の長」を「都知事」に改める。

第八條を削り、第九條を第八條とする。
第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 道路運送審議会
（設置）
第九條 この法律の適正な運用を図るため、陸運局長に道路運送審議会を置く。

道路運送審議会の名前は、左の通りとする。

- 東京道路運送審議会
- 名古屋道路運送審議会
- 大阪道路運送審議会
- 広島道路運送審議会
- 高松道路運送審議会
- 福岡道路運送審議会
- 新潟道路運送審議会
- 仙台道路運送審議会
- 札幌道路運送審議会

（諮問事項等）

第九條の二 陸運局長は、左に掲げる事項については、道路運送審議会にけかり、その決定を尊重してこれをしなければならぬ。

- 一 自動車運送事業の免許
- 二 自動車運送事業の停止及び免許の取消
- 三 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

道路運送法の一部を改正する法律

星分書

前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が軽微なものと認めるものについては、陸運局長は、道路運送審議会に知らせる。

道路運送審議会は、運輸審議会から報告、情報若しくは資料の提出を求められたら、調査を命ぜられ、又は意見を徴された事項について、必要を考慮をしなければならぬ。

一建設

第九條の三 道路運送審議会は、道路運送の改善に関し、関係行政廳に建議をすることが出来る。

一組織

第九條の四 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋及び福岡道路運送審議会は委員七人、大阪道路運送審議会は委員六人、廣島道路運送審議会は委員五人、高松、新潟、仙台及び札幌道路運送審議会は委員四人をもつて組織する。

（各道に委員一人）

道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

会長は、道路運送審議会の議事を整理し、秩序を保持しての會務を総理する。

道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。

一委員の任命

第九條の五 委員は、各都道府縣知事が推薦する候補者のうちから、都府縣にあつては一人、北海道にあつては四人を運輸大臣が任命する。

各都道府縣知事は、任命されるべき委員の数の倍数の候補者を推薦しなければならない。

一委員の任期

第九條の六 委員の任期は、三年とする。但し、補充の委員の任期は、前任者の委任期間とする。

委員は、再任されることのできる。
委員は、非常勤とする。

一委員の罷免

第九條の九 運輸大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行か
できないと認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員た
るに不適当な非行があると認められる場合において、当該運輸委員
審議会の意見を附してこれを罷免することのできる。

一招集の方法

第九條の八 運輸委員審議会の招集は、会長が行う。
会長は、運輸委員審議会を招集するに、少くとも一週間前に
議案を長とて日附及び場所を委員に通知するとともに、逓送局長
にこれを通告しなければならない。

第十條の九 運輸委員審議会は、委員の過半数の出席がなければ、
議事を開き、議決をすることのできるない。

運輸委員審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可
否同数のときは、会長の決するところによる。

特定の事業につき特別の利害関係を有する委員は、道路運送審
議会の決議かつたときは、当該事業に係る議決に参加すること
ができない。

運輸委員審議会は、関係官の職員をその会議に出席させて必要
な説明を求めることのできる。

第十一條の九 運輸委員審議会の議事は、その職員を運輸委員審議会に出席させて意見を
述べさせ、又は説明をさせることのできる。

一議事の記録

第十條の十 運輸委員審議会の議事は、これを記録しなければならない。
はならない。

一兼業の禁止

第九條の十一 委員は、運輸委員審議会の承認及び運輸大臣の同意
のある場合を除く、特約のある他の職務に従事し、又は商業を

めくれず

営みその他金銭上の利益を目的とする義務を行つてはならない。

(公聴会)

第九條の十二 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があるとき認めるときは、公聴会を開くことができる。

一 第九條の二第一項の規定により附議された事項

二 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第五十五條

道路運送審議会は、前項第一号に掲げる事項につき、運輸局長の

指示若しくは道路運送審議会の定める利害関係人の申請又は前項第

二号に掲げる事項につき運輸審議会の要求があつたときは、公聴

会を開かなければならない。

意見の提出は、遠記の方法により、これを記録しなければならない。

公聴会の経過は、遠記の方法により、これを記録しなければならない。

らたい。

一 記録の閲覧

第九條の十 第九條の十及び前條第三項の規定による記録は、一

般の申出があつたときは、これを閲覧に供しなければならない。

一 調査等

第九條の十一 道路運送審議会は、その職務を行うため、必要があ

ると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他

の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学

校経営者若しくは必要を調査を委託すること。

三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を

徴すること。

第九條第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

めくられず

る。

(庶務等)

第九條の十 ~~本~~ 道路運送審議会の庶務は、陸運局において処理する。

第九條の十 ~~本~~ 道路運送審議会の議事規則は、道路運送審議会に ~~て~~

定めらる。

在法正並審議会の議事規則

この法律に規定するものの外、道路運送審議会に關し必要を事項に、
運輸省令で定めらる。

第五十四條第五項の次に次の二項を加える。

自動車について、第一項の検査又は前項の車両検査証の書換若し

は再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、
両検査手数料、車両検査証書換手数料又は車両検査証再交付手
續に納めなければならない。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

但し、附則の施行期日は、

六六〇、四三

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 監理」を「第二章の二 監理 道路運送審議会」に改める。

第八條を削り、第九條を第八條とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 道路運送審議会

（設置）

第九條 道路運送審議会は、該運局ごとにこれを置く。

道路運送審議会の名称は、左の通りとする。

東京道路運送審議会

名古屋道路運送審議会

大阪道路運送審議会

広島道路運送審議会

高松道路運送審議会

福岡道路運送審議会

新潟道路運送審議会

仙台道路運送審議会

札幌道路運送審議会

（諮問事項）

第九條の二 該運局長は、その権限に属する左に掲げる事項については、道路運送審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければならぬ。

一 自動車運送事業の免許

二 自動車運送事業の停止及び免許の取消

三 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が軽微なものと認めらるものについては、該運局長は、道路運送審議会にはからぬでこれを行うことができる。

（懲罰）

第九條の三 道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、關係行政廳に

建議をすることができらる。

(組織)

第九條の四 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋道路運送審議会及び福岡道路運送審議会は委員各七人、大阪道路運送審議会は委員六人、広島道路運送審議会は委員五人、高松道路運送審議会、新潟道路運送審議会、仙台道路運送審議会及び札幌道路運送審議会は委員各四人をもつて組織する。

(委員の任命)

第九條の五 委員は、道路運送審議会が置かれる陸運局の管轄区域をそれぞれ区域とする都道府県について当該都道府県知事が推薦する候補者のうちから、都府県にあつては一人づつを、北海道にあつては四人を運輸大臣が任命する。

各都道府県知事が推薦する候補者の数は、任命されるべき委員の二倍でなければならぬ。

(委員の任期等)

第九條の六 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができらる。

委員は、非常勤とする。

(兼業の禁止)

第九條の七 委員は、道路運送審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならぬ。

(委員の罷免)

第九條の八 運輸大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認めらるる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めらるる場合においては、当該道路運送審議会の同意を経てこれを罷免することができらる。

(会長)

第九條の九 道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。

(議決方法)

第九條の十 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによらぬ。

特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、道路運送審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができな

い。

道路運送審議会は、関係行政官の職員をその会中に出席させて必要を説明を求めることができぬ。

(議事の記録)

第九條の十一 道路運送審議会の議事の概要は、これを記録しなければならぬ。

(公聴会)

第九條の十二 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

一 第九條の二第一項の規定により附議された事項

二 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第五十五條第二項の規定により運輸審議会から情報、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項

道路運送審議会は、前項第一号に掲げる事項につき運輸局長の指示若しくは道路運送審議会の定めたる利害関係人の申請又は同項第二号に掲げる事項につき運輸審議会の要求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。

公聴会の経過は、速記の方法により、これを記録しなければならぬ。

(記録の閲覧)

第九條の十三 第九條の十一及び前條第三項に規定する記録は、一般の

申出があつたときは、これを照覽に供しなければならぬ。

(調査等)

第九條の十四 道路運送審議會は、その職務を行うため、必要があると

認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要を報告、情報又は資料を求めらるること。

二 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要を調査を囑託すること。

三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すこと。

前項第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(庶務等)

第九條の十五 道路運送審議會の庶務は、陸運局においてこれを処理すこと。

第九條の十六 この法律に規定するものの外、道路運送審議會の事務規則その他道路運送審議會に關し必要を事項は、命令でこれを定める。

第五十四條第五項の次に次の二項を加える。

自動車について、第一項の検査又は前項の車両検査証の補換若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ車両検査手数料、車両検査証書換手数料又は車両検査証再交付手数料を國庫に納めなければならぬ。

前項の手数料の額は、三百円以下の範囲内において、命令でこれを定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し附則第二項の規定は、昭和二十五年三月三十一日から施行する。

2 昭和二十五年三月三十一日において道路運送審議會の委員である者は、第八條第八項、第十項及び第十一項の規定にかかわらず、その日において命令を用いることなくその職を免ぜられるものとする。

理由

道路運送審議会の委員の定数を減少し、その他道路運送審議会に關する規定を整備するとともに、車両検査金等について手数料を徴収する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 監理」を「第二章 監理
第二章の二 道路運送審議会」に改める。

第八條を削り、第九條を第八條とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 道路運送審議会

（設置）

第九條 道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会の名前は、左の通りとする。

東京道路運送審議会

名古屋道路運送審議会

大阪道路運送審議会

広島道路運送審議会

高松道路運送審議会

福岡道路運送審議会

新潟道路運送審議会

仙台道路運送審議会

札幌道路運送審議会

（諮問事項）

第九條の二 陸運局長は、その権限に属する左に掲げる事項については、道路運送審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなくてはならない。

一 自動車運送事業の免許

二 自動車運送事業の停止及び免許の取消

三 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協賛に對する承諾

前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が陸徴なものと認められるものについては、陸運局長は、道路運送審議会にはからずしてこれを行うことができる。

（建議）

第九條の三 道路運送審議会は、道路運送の改善に関し、関係行政廳に建議をすることができる。

（組織）

第九條の四 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋道路運送審議
会及び福岡道路運送審議会は委員各七人、大阪道路運送審議会は
委員六人、廣島道路運送審議会は委員五人、高松道路運送審議
会、新潟道路運送審議会、仙台道路運送審議会及び札幌道路運送審議
会は委員各四人をもつて組織する。

（委員の任命）

第九條の五 委員は、道路運送審議会が置かれる陸運局の管轄区域
をそれぞれの区域とする都道府縣について当該都道府縣知事が推
薦する候補者のうちから、都府縣にあつては一人ずつを、北海道
にあつては四人を運輸大臣が任命する。

各都道府縣知事が推薦する候補者の数は、任命されるべき委員

の数の二倍でなければならぬ。

（委員の任期等）

第九條の六 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期
は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができぬ。

（兼業の禁止）

第九條の七 委員は、任期中道路運送に関する事業者團體の役員を
兼ね、若しくは道路運送事業の経営に参加し、又は道路運送事業
からいかなる報酬をも受けることができない。

委員は、前項に規定するものの外、報酬のある他の職務に従事
し、又は商賚を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行
つてはならない。但し、道路運送審議会の承認及び運輸大臣の同
意のある場合はこの限りでない。

（委員の罷免）

第九條の八 運輸大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行が
できないと認めるときは、又は委員に職務上の義務違反その他委員た

るに類しない非行があると認められる場合には、当該道路運送審議会の同意を経て、これを罷免することができる。

(云々)

第九條の九 道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(議決方法)

第九條の十 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事をし、議決をすることができない。

道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可決のときは、会長の決するところによる。

特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加すること

ができない。

道路運送審議会は、國庫行政廳の職員をその会務に出席させて必要な説明を求めることができる。

(議事の記録)

第九條の十一 道路運送審議会の議事の概要は、これを記録しなければならない。

(公聽會)

第九條の十二 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があるとき、公聽會を開くことができる。

一 第九條の二第一項の規定により附設された事項

二 道路運送審議会(昭和二十四年法律第五十七号)第五十五條第二項の規定により運輸審議會から情報、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項

道路運送審議会は、前項第一号に掲げる事項につき運輸局長の指示若しくは道路運送審議会の定める利害關係人の申請又は同項

第二号に依ける第三号につき運輸審議会の要求があつたときは、公職
会を助かなければならぬ。

公職会において取り扱われた事項の正確を記録は、公的を記録者
により、且つ、できる限り簿記の方法によつてこれをしなければな
らぬ。

(記録の留意)

第九條の十三 第九條の十一及び前條第三項に規定する記録は、一般
の申出があつたときは、これを留意に供しなければならぬ。

(調査等)

第九條の十四 運輸審議会は、その職務を行うため、必要がある
と認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 公務所又は運輸事業業者若しくはその組織する団体その他の
関係者に対し、必要を報告、情報又は資料を求めらるること。
- 二 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴
すること。

前項第二号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、
政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。
(庶務等)

第九條の十五 運輸審議会の庶務は、陸運局においてこれを処理
する。

第九條の十六 この法律に規定するものの外、道路運送審議会の議事
規則その他道路運送審議会に対し必要を処理は、命令でこれを定め
る。

第五十四條第五項の次に次の二項を加える。

自動車について、第一項の検査又は前項の車両検査証の書換若し
くは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、そ
れぞれ車両検査手数料、車両検査証書換手数料又は車両検査証再交
付手数料を國庫に納めなければならない。

前項の手数料の額は、三百円以下の範囲内において、命令でこれ
を定める。

裏面白紙

附 則

1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十五年四月三十日から施行する。

2 昭和二十五年四月三十日において道庁運送審議会の委員である者は、第八条第八項、第十項及び第十一项の規定にかかわらず、その日において辞令を用いることなくその職を免ぜられるものとする。

理由

道路運送審議會の委員の定数を減少し、その他道路運送審議會に
関する規定を整備するとともに、車両検査等について手数料を徴収
する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

この中に...
三十一日

道路運送法

（S. 1） 道路運送法

一、首領の法系は、左の参照事項の字並びにその精神に違反するものである。

イ、S O A P I N I L O B、A O O O O（一九四六年八月六日）

ロ、S O A P I N I S G、A G G O O（一九四六年十二月十一日）

ハ、S O A P I N I L B G O、A G O O O（一九四八年二月十六日）

ニ、昭和二十三年政令第五十六号

ホ、昭和二十二年六月十六日、経済安定本部訓令第三号

ヘ、國家公務員法、昭和二十二年法律第百二十号並びに、同改正、

昭和二十三年法律第二百二十二号、第二百五十八号及び第二百六

十五号並びに、昭和二十四年法律第二号、第百二十五号及び第

百七十四号。第一〇一號、第一〇三號及び第一〇四號。

三、審議会なる機能が必要と認められるならば、それは、審議会を通
して行はれるべきでなくして、常勤の政府職員により、且つこれを
通しての執行はるべきである。

三、審議会の委員は単に非常勤であるという事へにも拘らず、第九

條の七は、審議会の委員の事業を禁止している。これは、人事院
規則一の六に照して甚しく矛盾している。

第九條の七は次のように読み変えられるべきである。

① 道路運送審議会の委員は、道路運送に關係のある報酬を受ける
他の業務に兼ねて従事し、又は道路運送に關係ある商業若しくは

管制的業務を行つてはならない。且つ、② 斯かる事業の株式を所有

し、又はこれと他の如何なる關係をも持つてはならない。更に、

道路運送審議会の委員は、その職務を併してより二年間、道路運

送審議会と密接な關係を有する管制事業の職を受附し、又は、そ

の職に就くことを禁止される。

四、第九條の十四第二号は更に明確に規定すべきである

当該調査事項を列挙すべきである。

五、第九條の十二第四項は次の如く読み変えるべきである

公聴会中に処理された事務の正確を記録は、これを公の記録者によ

① 読み変へるべき
② 読み変へるべき
③ 読み変へるべき
④ 読み変へるべき
⑤ 読み変へるべき
⑥ 読み変へるべき
⑦ 読み変へるべき
⑧ 読み変へるべき
⑨ 読み変へるべき
⑩ 読み変へるべき
⑪ 読み変へるべき
⑫ 読み変へるべき
⑬ 読み変へるべき
⑭ 読み変へるべき
⑮ 読み変へるべき
⑯ 読み変へるべき
⑰ 読み変へるべき
⑱ 読み変へるべき
⑲ 読み変へるべき
⑳ 読み変へるべき

運輸省

並 施設ニ
より管理を
のたえとす
んことば
りつてあ
るべき
こと行
は

り、又出来得る限り、遠近によつて調整しなければならぬ。

六 首領の法案は、地方自治法の主旨に抵触する。
道路の運用及び保守は政府に關係を有するのみならず、縣及び地
方團體に重大なる關係を有するものであるから、これ等縣及び地
方團體に政府代表者と同一の基礎に立つて、干渉する權利を與え
るべきである。

運 輸 省

一、SOAP IN JOB、AGOB O（一九四六年八月六日）

統制会の解散並に特定産業内に於ける政府相当機関及び所要統制機関の設置認可に関する覚書

1、 産業を有する種の戦時生産統制から解放し、平時経済の再建に是非必要なる資材及び物資の生産を増強すべく、一層民主的な方策を設定するため、日本帝國政府は本覚書の日附から九〇日以内に次の各項を成就するのに必要な措置を講ずるやう指令される

A 現存する諸統制会を解散し、それに関する一切の法律、命令規則及び省令を廢止すること。

B かかる統制会の諸記録を、現在統制会を監督してゐる政府のそれぞれの部局内に保存すること。

O 上記A項の規定條項に従つて取られる措置と同時に、経済安定本部内又はその下に同本部の統一的指導監督を受け又特定の

關係諸省と共同し、必需資材及び物資の生産確保のため同本部によつて選ばれた特定産業に対する制当及びその内部に於ける制当を実施し、且その制当が所要生産計畫に適合するやう調整するに必要とされる公的機関、局課及び手続を設定すること。又経済安定本部によつて選ばれた特定産業部門内に於ける必需原料及び半加工材料の制当のため、それら産業部門内に於て一時的の安定方策として用ひられる、民主的に組織運営される同業組合の設立及び運営を奨励すること。

2 日本帝國政府は本覚書の日附以後九〇日以内に、次の各項の報告五通を英文にてB X II 時用紙にタイプして聯合國最高司令部に提供しなければならない。

A 上記第一項Aの規定に應じて廢止された一切の法律、命令、規則及び省令の完全な表。

B 上記第一項Bの規定に従つて解散された諸統制会の記録保管の責に任ずる局の名称

O 上記第一項Oの規定に従つて設定された特定機関の名称、機

運輸省

機、組織及び運営法、設定された手続の解明。

D 必需原料及び物資の配給を受けるため、上記第一項に於て與へられた権限に従ひ政府によつて選定された特殊産業の一覽。

E 上記第一項の規定に従つて一時的安定方策として利用される所要同業組合を設立するため政府によつて取られた処置の報告、これと共にそのやうな同業組合の各につきその機構、運営方法及び特定の機能に関する十分な報告と、関係の大、中、小企業の手てが、組合の決定に十分且無差別に參與することを保証するため取られた方策の報告をも記載すること。

3 選定された産業部門内に於て一時的安定策たる一切の同業組合、及び本覚書の條項に従ひ日本帝國政府によつて設立された公的機関の存続期間は、特に聯合國最高司令官によつて認可された場合を除き、本覚書の日附より一年の期間に限られる。

4 本覚書は、聯合國最高司令官日本帝國政府宛の覚書「民間商船委員会」の任命に關する件によつて設立された民間商船委員会機能継続に對しては一切影響がないものと解釈されねばならない。

運輸省送付の一種を改正するを提案に文するG.S.の修正意見書資料

二五二二十 運輸省白書資料

USSUAPIN1394, A0400 (一九四六年十二月十一日)

運輸省送付の一種を改正するを提案に文するG.S.の修正意見書資料

- 1 臨時省審議院審議院を定数すること。
 - 2 日本郵政公社は、運輸の特別法を制定せねばならない。郵政の民間化は、郵便による郵便物の運送の方法による資料及び生産物の運送機能は除去されなければならない。
 - 3 日本郵政公社は、運輸公社によつて運輸機能を果たす計画を、運輸省高司令官に提出するを要する。右公社の目的は、十分な運輸機能によつて達成されねばならない。必要を運輸機能の行使することにある。
 - 4 運輸省本局は運輸省高司令官の承認なしに、臨時省審議院を設立していいかなる組織をも指定してはならない。
 - 5 下記第二項を改正し、よつて設立又は変更される組織又は団体の役員及び職員はその組織又は団体の特別法による規定及び資料の生産物運送に必要とする身分又は職業の地主や田主となること又は、期定を定め、組織を定つてこれを許さなければならぬ。
- 日本郵政公社は、この草案の日附から一〇日以内、この草案に添へられていた改正第一号する必需品及び資料の特別法案を、本文に添へて、11月11日以前にタイプし、その五項を運輸省高司令官に提出してその承認を受けねばならない。



通商手続法の一部を改正する法律案に対する答申の修正意見書

二五三二十七 通商手続法改正案

BOARDING, and so on. (一九四八年二月十六日)

通商手続法の除去に關する方針の變更及び變更に關する事項

1 通商手続法の一部を改正する法律案の改正案を参照すること

A 一九四八年八月六日附、「通商手続法の改正及び特許法改正案に

おける通商手続法改正案及び特許法改正案の附屬資料」に關する件

B 一九四六年一月一日附、「通商手続法改正案」による特許

手続に關する件

2 上記第一項A及びB参照案の改正案にあつては、日本政府は次

解釋に於てべきことを指示される

A 「通商手続法」といふ言葉は、本の特許法改正案を行つて一國の公的、私

的又はその他の關係へその關係の名義が「通商手続法改正案」に關する件

「通商手続法」その他の關係を意味する語を含んでゐるとすることを

解釋に於てすべきことを指示される

「通商手続法」その他の關係を意味する語を含んでゐるとすることを

解釋に於てすべきことを指示される

手続によつて強制して、

(A) その關係の組合體たるしめる、

(B) 該關係または手続を維持せしめる、

(C) 或る一定の形態を維持せしめる。

(D) 以下の何れかの手段によつて、その關係は自身以外の一書材

または製品の附屬または專賣を維持する

(A) 輸入または販賣の独占的權利

(B) 命令による検査

(C) 特許、特許その他の特許の作成

(D) その關係を維持する権利または信用保護の提供。

3 上記第一項A及びB参照案の改正案にあつては、次の手続を

がとられなければならない

A 日本政府は、附屬資料の内容及び特許に關する指示を各府縣

運輸省

知照し、以下に示すその取組において既に準備中の経費
団体の一覽表(二) (ローマ字及び大文字にて作成する)を添付
し、以下の様式に記入すること。

(1) 本団体の名称、所在地、設立年月日、役員名、事務所
の所在地、業務の概要、並びに本団体の目的、業務の
一覽表(三)を添付すること。

(2) その他の一覽表(四)を添付すること。
(B) 本一覽表は以下の各欄を記入すること、ただしそれに準ずるもので
はか。

(1) 本団体は「労働者代表委員会」「労働組合」「商工組合」及び「商工組合」
並びに「労働者代表委員会」でその名称中に「労働」の文字
を含んでいないもの。この決定はその団体がそれ以後組織変更
していることと否とを問わない。
(2) 本団体の所在地は、本団体の所在地にある場合は、本団体は「一覽表」
に添付されるべきこと。
(3) 本団体の所在地は、本団体の所在地にない場合は、本団体の所在地を
示すこと。

に添付されるべきこと。

4 日本経済は本一覽表によつて、これらの一覽表が修正を必要とする
上、その中の欠陥を指摘するものは、その旨の通知に添付する添付を附
して日本政府に通知されることを通告される。

5 本一覽表は、本一覽表によつて認められた事項の照会等に際して
添付を、添付に際して、本一覽表に添付するよう指示される。

6 本一覽表の添付は、本一覽表に添付し、本一覽表に添付する
添付と日本政府に添付すること。

臨時運輸の禁止に關する政令

(昭和二十三年一月二十八日)

一 臨時運輸の禁止は、以下列の如し。一、これに於ける臨時運輸は、昭和二十三年三月三十一日限り、これを禁止する。二、各級の貨物、この政令施行後、おこなはば臨時運輸を請ふることを許さず。

三、この政令施行の際、既に各級に在籍する臨時運輸は、亦もべくする事かたに臨時運輸をせしむべきものとし、第一級の目までにかかれば、臨時運輸をせしむべきものとする。二、各級の貨物、左列各号の貨物により常備又は非常用の臨時運輸を置くことが許す。

- 一、臨時運輸の職員は、職員に在任期間を具體的に定められたこと。二、手続は、命令書交付してこれを執行し、印鑑名、封筒號碼及び口封等と可定の貨物名及び数量の記載の上の封筒又は封紙を具備すること。

の運輸を禁止し、臨時運輸を禁止すること。常備の臨時運輸は、一級貨物、二級貨物又は三級貨物と運輸の貨物種類とし、その種類については官吏に請ふべし。臨時運輸は、その手続をせしむべき事項に準じて臨時運輸に基き許可されていふものであり、且つ手続上の手続を完了して交付されば、加算金を徴せしむることを許さず。又、臨時運輸は、手続に定められた事項を請ふることにより許可す。

臨時運輸の貨物の輸送、保送及び積載は、本令大旨又は各級貨物の法が内閣府運輸大臣の承認を経てこれを許す。大輸送常備の臨時運輸は、官定標準規格を適用すること。非常用の臨時運輸は、官定標準規格を適用すること。臨時運輸の貨物に於いて、貨物運送規則「ヤキ」といふのは、同令施行中「モノ運送」といふものをいふ「臨時運輸」といふ

運輸省

暫くともものとす。

第七條 臨時委員は、臨時に議事を掌する副議長をその職務に當らし、
委員の加減を議決するの順序を向からも議決を受けて行ふべき
こと。

第八條 臨時委員には、臨時議事会を組織する。即し、臨時議事会
は、「議長」とあり、「臨時委員」と、「議事」とありの如く、
「議長」と、「臨時委員」とありの如く、「議長ノ職務」と、同第六
條及び第九條中「議長」とありの如く、「議長ト同格ノ職務
臨時委員」と、「議長ノ職務」とありの如く、「議長ト同格ノ職務
臨時委員」とありの如く、「議長ト同格ノ職務臨時委員」と、
「議長及二級ノ職務」とありの如く、「議長及二級ト同格ノ職
務臨時委員」とを以て認めざるものとす。

第九條

この政令は、公布の日から、これを施行す。

公報については一から「三月三十一日」とありの如く、「四月

十五日」とあるものとす。

第十條 この政令の公布後、それ以前に、又は臨時に、臨時議事公
報法又は人権委員の職務の規定が適用されたとすべし、その政
令を天り。

關東鐵道會社及東武鐵道會社の運賃に關する件

昭和二年六月十六日
給本府令第一六一六號

第一條 昭和二十一年四月鐵道會社第十號制定運賃規則及手続規則等
 第二條 昭和二十二年四月鐵道會社第三號制定運賃規則等
 第三條 十一月の運賃は、前年度の運賃の運賃に於いては、次の
 五款に依りて之を定む。

- 一 運賃の改定は、專門的機關に關するに於て、運賃又は動力が必
 要であつて、政府の許可を得た後、各地方官廳の許可を得て、
 運輸省の承認を得たる後、運輸省の許可を得たる中から、こ
 れを採らざる。
- 二 前項の許可は、運輸大臣の許可、地方官廳の承認に於いては、地方官
 廳の長がこれを行うことができる。
- 三 前項の許可は、運輸大臣の許可を得たる後、運輸省の承認を得たる
 限り、前項の許可を得たることを要し、前項の許可を得たるのみ
 し、又は運輸大臣の許可を得たるのみを採らざることを得ざる。
- 四 前項の許可を得たる後、運輸大臣の許可を得たることを要する。
- 五 前項の許可を得たる後、運輸大臣の許可を得たる後、運輸省の承認を得たる
 限り、前項の許可を得たることを要し、前項の許可を得たるのみ
 し、又は運輸大臣の許可を得たるのみを採らざる。
- 六 前項の許可を得たる後、運輸大臣の許可を得たる後、運輸省の承認を得たる
 限り、前項の許可を得たることを要し、前項の許可を得たるのみ
 し、又は運輸大臣の許可を得たるのみを採らざる。

第二條 運賃に關する事項は、昭和二十二年六月三十日以前
 運輸省の許可を得たる後、運輸大臣の許可を得たることを要する。
 第三條 運賃に關する事項は、昭和二十二年六月三十日以前
 運輸省の許可を得たる後、運輸大臣の許可を得たることを要する。
 第四條 運賃に關する事項は、昭和二十二年六月三十日以前
 運輸省の許可を得たる後、運輸大臣の許可を得たることを要する。



六 運輸省の業務

第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）

第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）
第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）

第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）
第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）

第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）
第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）

第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）
第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）

第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）
第一〇三三号 運輸省令第一〇三三号
（昭和二十三年三月二十二日）
（運輸省令第一〇三三号）

ついで報告を要するところである。

5 人事院は、人事院組織の定むるところにより、法律の委任に基き、法律に對する委員の委任は一編の専任か、その委員の職務履行と兼務との二種のものを以て、その旨を法律に規定するものとされる。

6 法律の委任を受けた委員は、その委員の職務について職務命令を受けることとなる。その職務を受任した委員は、人事院に職務の報告を要することとなる。

7 第三十一條第二項は、第三項の如き、世襲の職務の専立のある場合、これを専立とする。

8 第六條の長官の専立をしないものは、人事院が職務の専立について同意した結果、遺缺や停職の正當であること及びそれら職務は、人事院組織の定むるところにより、人事院組織の定むる職務に、その全權を委する職務の委任若しくは一任を要するものとする。その旨を法律に規定するものとされる。

（一）の調査又は報告の調査員
第一項の調査員は、調査員を以て、その全權を委任の職務の調査員、調査員若しくは調査員を以て、その調査員を以て委任し、若しくは調査員を以て、人事院がその調査員を以て委任の職務の調査員を要する。

入學院規則 一一六

昭和二十四年六月十六日施行
昭和二十四年九月十五日改正

1 委員会の委員等の職務と責任の特殊性に基く法の特例
法附則第十三條の規定に基き、次に掲げる職員については、その職務と責任の特殊性により、この規則に定める範圍において法の適用を除外する。(昭和二十四年九月十五日施行)

一 中央労働委員会委員(昭和二十四年九月十五日施行)
二 船員中央労働委員会委員及び船員地方労働委員会委員(昭和二十四年九月十五日施行)

三 行政警察委員(昭和二十四年九月十五日施行)

四 道路運送審議会委員(昭和二十四年九月十五日施行)

2 法第二十三條、第二十五條から第三十七條まで、第四十二條から第五十四條まで、第五十六條から第六十一條まで、第七十二條第三項、第七十四條第二項、第七十五條、第七十七條から第八十條まで

第八十二條から第八十八條まで、第九十條から第九十二條まで、第九百二條、第九百四條、附則第九條及び附則第十條並びにこれらの條項に係る罰則の規定は前項に定める職員には、その適用を除外する。但し、その職員が任命権者又は、所轄廳の長としてその職務を行う

3 第一項に定める職員の任命方法、^多職、在職機關その他前項に掲げる法の條項の規定の適用除外に伴い必要な事項は、別に法律又はそれに基づき命令の定めるところによる。(昭和二十四年九月十五日施行)

4 職員が第一項に定める職員の職を命ねる場合においては、第二項の規定は、第一項に定める職員としての資格についての、当該職員に適用するものとする。(昭和二十四年九月十五日施行)

運輸省

道路運送法の一部を改正する法律案に対するG8の修正意見に
対する解答

ISOAPIN-11(18AG)(8)(1946, 8, 6)

総会員の解放並に特定産内における政府制権及び所要統
制権の設置に関する覚書

1 この覚書は、戦時統制経済機構及び統制方式を解放し、平時
経済再建に必要な資材及び物資の生産を増強するため、経済
安定本部内に公的機関、同、課を設けること、及び民主的に
組織運営される同業組合の設立及び運営を計るよう命じてい
る。

2 道路運送審議会は道路運送法(一九四七法律第一九一号)に
よつて行政の民主化を目的として設置された機関で、この法
案は現行法の規定を明細にし、運輸省設置法に規定された運
送審議会と同一歩調をとるようにしたものである。審議会は
自動車運送用等の免許、會社の取消、乗客の禁止及び国營自
動車運送事業の運輸開始につき運輸局長の諮問を受け、これ
に答申することが職務である。(同法改正法案第九條の二
附)

ISOAPIN-11(18AG)(8)(1946, 11, 11)
臨時物資運送調整法による統制方式に関する覚書

1 この覚書は、高級から配給の統制機能を撤回するよう及び特
定の民間会社又は関係による独占的買入、販賣の方法による資
材及び生産物の配給統制を撤廃することを要求している。

2 道路運送審議会は前に述べたように物資の配給、配給には全
然関係を有しないので、この覚書にも関係ない。

ISOAPIN-11(18AG)(8)(1948, 11, 16)
統制の除滅に関する方針の解釈及び実施に関する覚書

1 この覚書はISOAPIN-11(18AG)(8)(1946, 8, 6)

運輸省

及びB O A P E N 一三九四、A G 四〇〇（一九四六、一一、一一）
覚書中の註制令等の解釈並びに実施に関する規定であるが、
前二覚書に關係がないようにこの覚書にも本法案は關係がな
い。

六 昭和二十三年政令第五十六号 託制度停止に関する政令

一 法案の内容をなしている道路運送法によつて行政の民主化を実
現するため設置された恒久的の機関であつてその委員はこの政
令にいう囑託でも又臨時職員でもなく國家公務員法の一般職の
職員となつてゐる。

二 この政令は臨時職員に関するものであり且つ、この政令の各規
定は國家公務員法又は入學院規則の規定が適用されるときから
その効力を失ふこととなつてゐる（附則第十條一）ので國家公務
員法の一般職の職員である委員はこの政令の適用をうけないし
又その精神に反することもない。

亦昭和二十二年六月十七日經濟安定本部訓令第三号

終局委員会及産業団体等の運用に関する件

一 この訓令は、物産の増進、運輸に關し終局委員会制度及び相當
運輸行政事務参事者の簡便等を規定してゐる。

二 道路運送審議會は前流したようにこれらの事務には關與しない
ので、この訓令の字義及び精神にも反しない。

へ國家公務員法第百一條は職務に専念する義務を規定したものであ
つて、その第一項及び第二項は職務の兼職に關し、第三項は職員団体の
ための活動に關し規定したものである。道路運送審議會の本法案
は、これらの字義及び精神に反する事項は規定しない。

第百三條及び第百四條、第百六條よりその適用を除外
されてゐるのであつて本法案がこれらの字義及び精神に反する
とは考えられない。（なお三の項参照）

道路運送審議會は道路運送法の民主化のために自動車運送事務の
免許、免許の取消、車種の停止等に対する臨時局長の諮問機關と

運輸省

して設けられたものであり道路運送法の適正な運用をはかるために
必要である。

又該審議会は前種の職務を行うものであるから警務の預給、審議等
に関するものと本質的に異なるものであり政府職員によつて行はるべ
きではない。

道路運送審議会の委員は、一般職に属する非常勤の国家公務員であ
る。従つて国家公務員法の適用を受けるのであるが、人事院規則一
の六により道路運送審議会の委員は、その職務と責任の特殊性に基
いて同規則に定める條項の範囲内において国家公務員法の適用を除
外されている。この規則による国家公務員法の規定の適用除外に伴
つて必要事項は別に法律又はそれに基づく命令の定めるところによ
るととなつている。従つて道路運送審議会の委員は、国家公務員
法第百三條、第百四條の適用を除外されているが、その適用除外に
伴つて必要な事項は道路運送法に規定することができるのである。
故に本法第百九條の七が人事院規則一の六に照して甚しく^{矛盾}し
ているといふことは考えられない。

本法第百九條の七は、審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場
合を除く外、道路運送に關係のある報酬を受ける他職務をも含
めたすべての報酬のある他の職務等に従事することを禁止してい
るのであるが、その趣旨は道路運送に關係のある報酬を受ける他
の職務等に従事する場合には、審議会は兼職を承認せず、それ以
外の場合は事實を調査して兼職を承認するといふことであり、現
行法の運用においてもそのよりにしたのである。従つて本法
案は、今回の指示の趣旨に反しないばかりでなく、審議会の承認
といふことによつて審議会の自主性^{尊重}を重んじているのである。

ものである。これに代り、運輸省の公正を確保するに努むるため、既に述べたものであり、本運輸に當り、公正の確保に努むるとは、是れを

運輸省の公正を確保するに努むるため、既に述べたものであり、本運輸に當り、公正の確保に努むるとは、是れを

運輸省の公正を確保するに努むるため、既に述べたものであり、本運輸に當り、公正の確保に努むるとは、是れを

運輸省の公正を確保するに努むるため、既に述べたものであり、本運輸に當り、公正の確保に努むるとは、是れを

運輸省の公正を確保するに努むるため、既に述べたものであり、本運輸に當り、公正の確保に努むるとは、是れを

三三

運輸省の公正を確保するに努むるため、既に述べたものであり、本運輸に當り、公正の確保に努むるとは、是れを

職務と責任を定めることは、警察官の職務事項の特殊性から不
適当であることによる。しかし「直轄機関に關係ある事業の株式を
所有し又はこれと通じいふことをする事業をも持つてはならぬ」とか更
には「通商手続法と警察官の職務を有する営業事業の株式を受
得し又はこれと通じいふことをする」といふ程度まで兼業禁止及び私企業
からの職務を兼業に就任することは、委員の職務と責任の特殊性か
ら人事院規則一六六より國家公務員法第三條前段四條の適用除外
外を認めた便宜を適用することとなるものである。
これを要するに、委員の職務と責任の特殊性に基き國家公務員法
第三條、第四條の適用除外を認められた便宜に照らし本法兼業規定の
兼業禁止を適用するのが妥当であると考えられる。

運 輸 省

K
T
A

道路運送委員の兼職について

二五三三、五三一四の道路運送委員は待合組合

一 兼職について

- (1) 全株株主を認めないもの
 - (2) 自動車運送事業者の役員
 - (3) 地方鉄道軌道
 - (4) 小形送車
 - (5) 自動車運送事業者
 - (6) 自動車製造事業者
 - (7) 自動車販売者及び修繕業者
 - (8) 鉄道運送事業者
 - (9) 前各号の事業を併行して組織する同体の役員
 - (10) 自家用自動車使用者の同体の役員
 - (11) 公共団体の役員
- 但し、前及び(7)に付しては一定の期間を定め、暫定的にこの制限は行はざらる。

(9) 委員としての職務に専念するに支障なく且委員会に於て承認するに依り兼職を認めるもの

- (1) 自動車用部品製造事業者の役員
- (2) 燃料、タイヤ、チューブ、自動車生体製造事業者の役員
- (3) 自動車製造事業者の役員
- (4) 自動車販売事業者の役員
- (5) 自動車修繕事業者の役員
- (6) 前各号の事業を併行して組織する同体の役員
- (7) 公共団体の役員及び評議員
- (8) その他

一 兼職の制限関係を有する者

- 一 (1) 一時期に於て事業を併行して組織する同体の大株主、一額五百円及び同一百圓の株式が所有する株式の数が総株式数の百分の三〇以上を有するものとする。
- 一 兼職の若しくは対立的立場にあるものとする。
- 一 併行して個人に判定するものとする。

in the Amendments to the Bill for
Partial Amendments to the Road
Transportation Law

March 27, 1955

Highway Transportation Bureau

The following amendments are desired to be made to the
Bill for Partial Amendments to the Road Transportation Law.

1. Article 9-(6), paragraph 3 of the Bill "the members shall
be of part-time service" shall be deleted.

2. Article 9-(7) shall be amended as follows:

(Prohibition of concurrently engaging in other business)

During his term of office, no member of the Road
Transportation Council shall be associated with any trade
association connected with road transportation, nor shall he
participate in the management of, or receive any compensa-
tion from, any commercial road transportation enterprise.

Except for the cases where the approval of the Road
Transportation Council and the consent of the Minister of
Transportation have been obtained, no member shall engage
in any other sort of office with compensation or in commercial
business, nor shall he engage in any other business that aims
at gaining any pecuniary profit.

3. Article 9-(12), paragraph 3 of the Bill shall be amended
as follows: -

"An accurate record of business transacted during the
public hearing shall be kept by means of an official recorder,

裏面白紙

wherever possible by the use of stenography."

4. Article 9-(14), paragraph 1-(2), "to entrust necessary investigations to public offices, road transportation enterprises or bodies organized thereby, or persons of learning and experience." shall be deleted.

5. In paragraph 1 of the Supplementary Provisions, "April 1, 1951" and "March 31, 1951" shall be amended to "May 1" and "April 30" respectively.

In paragraph 3 of the Supplementary Provisions, "March 31" shall be amended to "April 30."

裏面白紙

めくれず

道路運送法の一部改正法案の修正について

三五 三二七 運輸省

道路運送法の一部改正法案に対し次のように修正せられたい。

一、第九條の六第三項「委員は、非常勤とする。」を削る。

二、法案第九條の七前段「委員は、任期中路運送に關係のある協会の役員を兼ね若しくは道路運送事業の経営に参加し又は理由の如何を問はず道路運送事業から報酬を受けることとできない。」を削る。

三、法案第九條の七前段「委員は、任期中路運送に關係のある協会の役員を兼ね若しくは道路運送事業の経営に参加し又は理由の如何を問はず道路運送事業から報酬を受けることとできない。」を削る。

四、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

五、附則第一項中「昭和二十五年四月一日」及び「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十五年五月一日」及び「昭和二十五年四月三十日」に改め、第二項中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十五年四月三十日」に改める。

六、法案第九條の十二第三項を次のように改める。

「公聴会中に提出された事務の正確な記録は、公聴会記録者により、できざる限り速記の方法によつてこれを記録しなければならぬ。」

七、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

八、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

九、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十一、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十二、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十三、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十四、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十五、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十六、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十七、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十八、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

十九、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十一、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十二、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十三、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十四、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十五、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十六、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十七、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十八、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

二十九、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

三十、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

三十一、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

三十二、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

三十三、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

三十四、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

三十五、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

三十六、法案第九條の十四第一項「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を囑託すること。」を削る。

enter place

Handwritten notes in vertical columns, including 'Trade association' and 'industrial'.

Trade association

道路運送法の一部改正法案の修正について

二五、四、一四 運輸省

一、第九條の七第一項を次のように改める。
 委員は、任期中、道路運送に関する事業者団体に、~~必要の~~ ^(必要の) 形式によつて、~~も~~ ^(も) 関與してはならず、~~直接~~ ^(直接) 交渉し得るものとす。
 又は、これに關連する事業の役員、相談役、顧問となり、~~その~~ ^(その) 職務の遂行に關し、~~その~~ ^(その) 事業の経営に参加し、~~その~~ ^(その) 報酬を受け、又はこれに~~その~~ ^(その) 利益を享受し得るものとす。
 又は、これに關連する事業の役員、相談役、顧問となり、~~その~~ ^(その) 職務の遂行に關し、~~その~~ ^(その) 事業の経営に参加し、~~その~~ ^(その) 報酬を受け、又はこれに~~その~~ ^(その) 利益を享受し得るものとす。

二、第九條の十四第二項第一号を次のように改める。
 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十五号)又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十三年法律第五十四号)の規定に反しない限り、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織

する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を
 求めること。

此の項中「又はこれに利益を享受し得るものとす。」は、
 事業者団体の役員、相談役、顧問等が、その職務の遂行に關し、
 事業者団体の事業の経営に参加し、報酬を受け、又はこれに利益を享受し得るものとす。

（註）
昭和二十五年三月二十三日法律第九十一号及び私的独占の禁止
及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）は、
昭和二十二年法律第五十四号の規定に反しない限り、
昭和二十五年三月二十三日法律第九十一号の十四第一項第一号「事業
者」の定義（昭和二十三年法律第九十一号）又は私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定
に反しない限り、公正取引又は私的独占の禁止若しくはその組織する団
体その他の組織者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること、
次の理由により一公正取引又は私的独占の禁止若しくはその組織する団
体その他の組織者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること」
に附せられたい。

昭和二十五年三月二十三日法律第九十一号及び私的独占の禁止
及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）は、
昭和二十二年法律第五十四号の規定に反しない限り、
昭和二十五年三月二十三日法律第九十一号の十四第一項第一号「事業
者」の定義（昭和二十三年法律第九十一号）又は私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定
に反しない限り、公正取引又は私的独占の禁止若しくはその組織する団
体その他の組織者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること、
次の理由により一公正取引又は私的独占の禁止若しくはその組織する団
体その他の組織者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること」
に附せられたい。

昭和二十五年三月二十三日法律第九十一号及び私的独占の禁止
及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）は、
昭和二十二年法律第五十四号の規定に反しない限り、
昭和二十五年三月二十三日法律第九十一号の十四第一項第一号「事業
者」の定義（昭和二十三年法律第九十一号）又は私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定
に反しない限り、公正取引又は私的独占の禁止若しくはその組織する団
体その他の組織者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること、
次の理由により一公正取引又は私的独占の禁止若しくはその組織する団
体その他の組織者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること」
に附せられたい。

昭和二十五年三月二十三日

法律第九十一号

運輸大臣

運輸省

道路運送法の一部を改正する法律第九条の十四第一項第一号「事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に反しない限り、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要を報告、情報又は資料を求めること」とあるのは、次の理由により「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要を報告、情報又は資料を求めると」に改めることが適当である。

事業者団体法は、事業者団体が構成事業者に対し、一定の報告を強要し、又は構成事業者の取捨なくその事業内容について調査すること等を禁じ、又独占禁止法は事業者が一定の行為をすることを禁じているが、これらに、事業者団体又は事業者の行為を対象とする規定であつて國の行政機關の行為の禁止を規定したものでない。

そして道路運送審議會は、國の行政機關であるからこれらの禁止規定の適用がなく、従つて道路運送審議會の報告の取捨等が事業者団体法又は独占禁止法に違反することはない。そこで前述のごとく改正することが適当である。なお、道路運送審議會が報告、情報、資料の提出を求める旨のこの規定は、これによつて公正取引委員會の権限をかかすものでなく、公正取引委員會は事業者団体法及び独占禁止法の規定により事業者、事業者団体等に対し報告、情報、資料の提出を求めることができることはいりまでもない。

道路運送法の一節を改正する法律案第九条の十四第一項第一号一
 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）又は私的独占の禁
 止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
 の規定に反したる限り、公務所又は道路運送事業者若しくはその組
 織する団体その他の関係者に対し、必要を報告、情報又は資料を求
 めること」とあるのは、次の理由により「公務所又は道路運送事
 業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要を報告、
 情報又は資料を求めること」に改めることが適当である。

事業者団体法は、事業者団体が組織事業者に対し、一定の報告を
 徴せし、又は構成事業者の三割をくその事業内容について調査する
 ことを禁じ、又独占禁止法は事業者が一定の行為をすることを禁
 じているが、これらに、事業者団体又は事業者の行為を対象とする
 規定であつて国の行政機関の行為の禁止を規定したものでない。

そして道路運送審議会は、国の行政機関であるからこれらの禁止規
 定の適用がなく、従つて道路運送審議会の報告の徴収等が事業者団
 体法又は独占禁止法に違反することはない。そこで前述のと
 とく改正することが適当である。なお、道路運送審議会が報告、情
 報、資料の提出を求める旨のこの規定は、これによつて公正取引委
 員会の権限をおかすものでなく、公正取引委員会が事業者団体法及
 び独占禁止法の規定により事業者、事業者団体等に対し報告、情報、
 資料の提出を求めることができることはいうまでもない。

Article 9-(7) During his term of office, no member of the

Road Transportation Council shall be associated in any manner with any trade association connected with road transportation, nor shall he be an officer, advisor or counsellor of, or participate in the management of, or receive any compensation from, or hold any substantial investment in, any commercial road transportation enterprise or in any enterprise related thereto either directly or indirectly.

Article 9-(14)

.....

(1) To request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprisers or bodies organized thereby, and other parties concerned, provided that such activities are not conducted in any manner contrary to the provisions of the Trade Association Law (Law No. 191 of 1948) or the Anti-Monopoly Law (Law No. 54 of 1947).

裏面白紙

DATE: April 21, 1950

FROM: Chief of Legislation and Opinion Bureau

TO : Administrative Vice-Minister of Transportation

Regarding your inquiry about the bill for Partial Amendment of the Road Transportation Law, we reply as follows:-

Description

It is deemed proper to amend Article 9-(14), paragraph 1-(1), "to request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprisers or bodies organized thereby, and other parties concerned, provided that such activities are not conducted in any manner contrary to the provisions of the Trade Association Law (Law No. 191 of 1948) or the Anti-Monopoly Law (Law No. 54 of 1947)", as "to request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprisers or bodies organized thereby, and other parties concerned", on account of the reasons mentioned hereunder.

The Trade Association Law prohibits the bodies organized by enterprisers from compelling the component enterprisers to submit certain reports, or from investigating into the business details thereof without the consent thereto by the component enterprisers, while the anti-Monopoly Law prohibits the enterprisers from certain activities. These stipulations have, however, only the activities of bodies organized by enterprisers

裏面白紙

or enterprisers as their objective. They do not stipulate about the prohibition of activities of administrative organs of state. Now the Road Transportation Council, being an administrative organ of state, is relieved from the application of these prohibitive stipulations. Therefore, the collection etc., of reports by the Road Transportation Council could never be said in violation of the Trade Association Law or the Anti-Monopoly Law. It is therefore deemed proper to revise as mentioned above. Further, this stipulation for requiring to present the reports, informations or data by the Road Transportation Council does not infringe upon the authority of the Fair Trade Commission, which, under the stipulations in the Trade Association Law as well as the Anti-Monopoly Law, is entitled to request the submission of reports, informations or data from enterprisers or bodies organized thereby etc., which fact requires no special mention.

DATE: April 21, 1950

FROM: ~~Legislation~~ and Opinion Assistant to the Attorney General

TO : Administrative Vice-Minister of Transportation

Regarding your inquiry about the bill for Partial Amendment of the Road Transportation Law, we reply as follows:-

Description

It is deemed proper to amend Article 3-(1A), paragraph 1-(1), to request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprisers or bodies organized thereby, and other parties concerned, provided that such activities are not conducted in any manner contrary to the provisions of the Trade Association Law (Law No. 131 of 1946) or the Anti-Monopoly Law (Law No. 54 of 1947)", as "to request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprisers or bodies organized thereby, and other parties concerned", on account of the reasons mentioned hereunder.

The Trade Association Law prohibits the bodies organized by enterprisers from compelling the component enterprisers to submit certain reports, or fact investigating into the business details thereof without the consent vacated by the component enterprisers, while the Anti-Monopoly Law prohibits the enterprisers from certain activities. These stipulations have, however, the activities of bodies organized by enterprisers

裏面白紙

or enterprisers as their objective, they do not stipulate about the prohibition of activities of administrative organs of state. Now the Road Transportation Council, being an administrative organ of state, and not a body organized by enterprisers, is exempted, as a matter of course, from the application of these prohibitive stipulations. Therefore, the collection etc., of reports by the Road Transportation Council could never be said in violation of the Trade Association Law or the Anti-Monopoly Law. It is therefore deemed proper to revise as mentioned above. Further, this stipulation for requiring to present the reports, informations or data by the Road Transportation Council does not infringe upon the authority of the Fair Trade Commission, which, under the stipulations in the Trade Association Law as well as the Anti-Monopoly Law, is entitled to request the submission of reports, informations or data from enterprisers or bodies organized thereby etc., which fact requires no special mention.